# 畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令 （令和二年政令第三百五十五号）

畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

# 附　則

この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生の日から施行する。